

本号で公布された条例のあらまし

◇香川県広域水道企業団議会定例会に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第1号）

- 1 議会の定例会の回数を定めるため、この条例を制定することとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第2号）

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、議会の議員の議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について、必要な事項を定めるため、この条例を制定することとした。
- 2 公布の日から施行し、平成29年12月1日から適用することとした。

◇香川県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第3号）

- 1 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定に基づき、企業団が経営する水道事業及び工業用水道事業の設置及び経営に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定することとした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団の休日を定める条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第4号）

- 1 企業団の休日を定めるため、この条例を制定することとした。
- 2 平成30年4月1日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団監査委員条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第5号）

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定することとした。
- 2 平成30年4月1日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団行政手続条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第6号）

- 1 行政手続法（平成5年法律第88号）の規定を適用しないこととされた処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、事業運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって住民の権利利益の保護に資するため、この条例を制定することとした。
- 2 平成30年4月1日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団行政不服審査会条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第7号）

- 1 行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、行政不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定することとした。
- 2 平成30年4月1日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第8号）

- 1 企業団の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、住民の利便性の向上を図るとともに、事業運営の簡素化及び効率化に資するため、この条例を制定することとした。
- 2 平成30年4月1日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団暴力団排除条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第9号）

- 1 暴力団排除について、基本理念を定め、並びに企業団及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する基本的な施策を定めることにより、暴力団排除を推進し、もって社会経済活動の健全な発展に寄与するため、この条例を制定することとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第10号）

- 1 地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定することとした。
- 2 平成30年4月1日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第11号）

- 1 地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、職員の意に反する降給の事由並びに職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果並びに職員の失職の例外に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定することとした。
- 2 平成30年4月1日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第12号）

- 1 地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、職員の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定することとした。
- 2 平成30年4月1日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団職員の定年等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第13号）

- 1 地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定することとした。
- 2 平成30年4月1日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団職員の服務の宣誓に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第14号）

- 1 地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、職員の服務の宣誓に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定することとした。
- 2 平成30年4月1日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第15号）

- 1 地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、職員の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定することとした。
- 2 平成30年4月1日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第16号）

- 1 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）に基づく職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定することとした。
- 2 平成30年4月1日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団職員の自己啓発等休業に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第17号）

- 1 地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定することとした。
- 2 平成30年4月1日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団職員の配偶者同行休業に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第18号）

- 1 地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定することとした。
- 2 平成30年4月1日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第19号）

- 1 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関し必要な事項を定め、もって議会の議員その他非常勤の職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するため、この条例を制定することとした。
- 2 公布の日から施行し、平成29年12月1日から適用することとした。

◇香川県広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第20号）

- 1 地方公営企業法（昭和27年法律第92号）の規定に基づき、職員の給与の種類及び基準を定めるため、この条例を制定することとした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第21号）

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定めるため、この条例を制定することとした。
- 2 公布の日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団債権管理条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第22号）

- 1 企業団の債権の管理に関する事務の処理について、必要な事項を定めることにより、企業団の債権を適正に管理するため、この条例を制定することとした。
- 2 平成30年4月1日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団水道事業給水条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第23号）

- 1 企業団が行う水道事業についての料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めるため、この条例を制定することとした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団工業用水道事業給水条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第24号）

- 1 工業用水道事業について、料金その他の供給条件及び給水の適正を保持するために必要な事項を定めるため、この条例を制定することとした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第25号）

- 1 水道法（昭和32年法律第177号）の規定に基づき、技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事及び当該監督業務を行う者の資格並びに水道技術管理者の資格に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定することとした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団水道施設再生可能エネルギー発電設備維持管理基金条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第26号）

- 1 水道施設に設置する再生可能エネルギー発電設備の維持管理及び更新に係る事業を円滑に実施するため、この条例を制定することとした。
- 2 規則で定める日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団公告式条例の一部を改正する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第27号）

- 1 議会及び監査委員の設置に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 公布の日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団情報公開条例の一部を改正する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第28号）

- 1 議会及び監査委員の設置に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。ただし、一部の規定は平成30年4月1日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第29号）

- 1 議会及び監査委員の設置に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。ただし、一部の規定は平成30年4月1日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団職員定数条例の一部を改正する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第30号）

- 1 企業団による水道事業の開始並びに議会事務局及び監査委員事務局の設置に伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 公布の日から施行することとした。ただし、一部の規定は平成30年4月1日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第31号）

- 1 非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償等について定めるため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成30年4月1日から施行することとした。

◇香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第32号）

- 1 企業長が定める副企業長の給料、通勤手当及び期末手当の額について定めるため、所要の改正を行うこととした。
- 2 平成30年4月1日から施行することとした。